



秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の変更(一・市町村課)
 - 道路区域の変更(二、三・道路環境課)
 - 道路区域の変更及び供用開始(四、五・道路環境課)
 - 道路区域の変更(六・道路環境課)
 - 道路の供用開始(七・道路環境課)
 - 建築基準法による道路位置の指定(八・北秋田建設事務所)
- ### 公告
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出(北秋田総合農林事務所)
 - 県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田総合農林事務所)
 - 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
 - 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
 - 一般競争入札の実施(管財課)

告示

秋田県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡協和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月八日

秋田県知事 寺田典城

道	変更前の字の区域	変更後の字の区域
道一三	東経 一四〇度一八分四〇秒一二七一	仙北郡協和町船岡字寺地
道一二	北緯 三九度三九分五〇秒七七五二	
道一一	東経 一四〇度一八分三九秒八七〇八	
道一〇	北緯 三九度三九分五一秒〇九八三	
道九	東経 一四〇度一八分三八秒九一七二	
道八	北緯 三九度三九分五一秒六五三一	
道七	東経 一四〇度一八分三八秒二七〇八	
道六	北緯 三九度三九分五一秒六五三一	
道五	東経 一四〇度一八分三七秒三六一一	
道四	北緯 三九度三九分五一秒八六六一	
道三	東経 一四〇度一八分三五秒一九一〇	
道二	北緯 三九度三九分五一秒一六三六	
道一	東経 一四〇度一八分三四秒九〇七一	
七二五補一	北緯 三九度三九分五一秒八四三三	

仙北郡協和町船岡外2字大川前外4国有林一林班と1小班の次の七二五補一から七二六までの点を順次結ぶ線及び七二五補一の点と七二六の点とを結ぶ線で囲まれる区域

七二九	七三〇	七三一	七三二	七三三	七三四	七三五	七三六	七三五補二	道二二	道二一	道二〇	道一九	道一八	道一七	道一六	道一五	道一四
北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経
三九度三九分五二秒〇一七一	一四〇度一八分三七秒四八七一	三九度三九分五一秒一〇五	一四〇度一八分三九秒四一七四	三九度三九分五〇秒八四七六	一四〇度一八分三九秒六二〇五	三九度三九分四九秒七九二二	一四〇度一八分四〇秒五九一三	三九度三九分四九秒二五六九	一四〇度一八分四二秒四七八二	三九度三九分四八秒八八六〇	一四〇度一八分四二秒三七一六	三九度三九分四九秒六一七六	一四〇度一八分四二秒三三三八	三九度三九分四九秒九〇七四	一四〇度一八分四二秒〇二〇三	三九度三九分五〇秒四二八三	一四〇度一八分四二秒七三五〇

道三三	道三二	道三一	道三〇	道二九	道二八	道二七	道二六	道二五	道二四	道二三	七三七補一	七二八	七二七	七二六
北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯
三九度三九分四五秒一一九三	一四〇度一八分四五秒三七六八	三九度三九分四五秒二七〇八	一四〇度一八分四五秒九〇六四	三九度三九分四六秒五六四五	一四〇度一八分四四秒五六三〇	三九度三九分四七秒〇四九四	一四〇度一八分四四秒三四四二	三九度三九分四七秒三〇八七	一四〇度一八分四四秒〇三四二	三九度三九分四七秒六三一	三九度三九分四八秒二八〇二	一四〇度一八分三六秒二六〇二	一四〇度一八分三四秒八三〇九	一四〇度一八分三四秒〇〇八一

仙北郡協和町船岡外2字大川前外4国有林一林班と「小班」の次の七三七補一から七三八までの点を順次結ぶ線及び七三七補一の点と七三八の点とを結ぶ線で囲まれる区域

道三四	東経 一四〇度一八分四五秒六八四六 北緯 三九度三九分四四秒三九二二
道三五	東経 一四〇度一八分四六秒一二四八 北緯 三九度三九分四三秒七五六五
道三六	東経 一四〇度一八分四六秒四七一五 北緯 三九度三九分四三秒一二二四
七三七補一	東経 一四〇度一八分四六秒八一七〇 北緯 三九度三九分四二秒九〇一八
二	東経 一四〇度一八分四六秒九五六七 北緯 三九度三九分四二秒九六九二
一補一	東経 一四〇度一八分四六秒七九七六 北緯 三九度三九分四四秒〇五七二
	東経 一四〇度一八分四五秒六九七二

道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	百八号	本荘市万願寺字堀切三三五番地先から由利郡由利町南福田字上俵巻一二番一三番一三番地先まで	〃	六・二〇〇 六・八〇	〇・二〇二 〇・一八五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年一月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第三号

道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新					
	旧	新	百八号	由利郡由利町南福田字俵巻三六四番一七地先から字上俵巻一二番一三番地先まで	〃	六・〇〇〇 七・五〇	〇・二九六

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年一月八日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年一月八日
 秋田県知事 寺田典城

一	北緯 三九度三九分四五秒六八六三 東経 一四〇度一八分四四秒四九四五
七三九	北緯 三九度三九分四六秒三二九七 東経 一四〇度一八分四三秒四〇四六
七三八	北緯 三九度三九分四八秒〇九二九 東経 一四〇度一八分四三秒六〇四一

一般国道	新	百八号	由利郡由利町南福田字俵巻三六四番五四から字上俵巻一二番二地先まで	九・〇〇〇〇三四・〇〇	〇・二九六
------	---	-----	----------------------------------	-------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年一月八日から同月二十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年一月八日

秋田県告示第四号

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	百四号	B	鹿角市十和田大湯字大清水一番地先から一三五番地先まで	"	四・〇〇〇〇一〇・〇〇〇	〇・一一一
		A			九・〇〇〇〇一六・〇〇〇	〇・二二四
	百四号		鹿角市十和田大湯字大清水一番地先から一三五番地先まで		八・五二一六・〇〇〇	〇・二二四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

秋田県告示第五号

秋田県知事 寺 田 典 城

二 供用開始の期日 平成十四年一月八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年一月八日から同月二十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十四年一月八日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新				
県 道	小安温泉椿川線	A	雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一五九番三から字生内三〇番二地先まで	雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一五九番三から字生内三〇番二地先	三・七五〇一三・一〇〇	〇・二九一
					三・七五〇一三・一〇〇	〇・二九一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

新	小安温泉椿川線	B	まで	一〇・二〇〇〇	〇・二九〇
---	---------	---	----	---------	-------

二 供用開始の期日 平成十四年一月八日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年一月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
				小安温泉椿川線		雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一五九番三から字生内三〇番二地先まで	三・七五	〇・二九一
				小安温泉椿川線		雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一一番地先から字生内三〇番一地先まで	四・五〇	〇・〇六六
				小安温泉椿川線		雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一一番地先から字生内三〇番一地先まで	四・五〇	〇・〇六六
				小安温泉椿川線		雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一一番地先から字生内三〇番一地先まで	四・五〇	〇・〇六六
				小安温泉椿川線		雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一五九番八から字生内三〇番二地先まで	一〇・二〇〇	〇・二九〇
				小安温泉椿川線		雄勝郡皆瀬村畑等字下生内一五九番八から字生内三〇番二地先まで	一〇・二〇〇	〇・二九〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年一月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年一月八日

仙北郡神岡町神宮寺字蒲五十七番地	佐藤兼正
字大坪八十二番地	今野広一
字八石七十二番地	藤井辰雄
字宇留井谷地東入百七十五番地	黒川重一
字宮田十六番地	高橋利昭
北榑岡字戸八番地	菅原哲男
字北榑岡一番地	鈴木和栄
字沖田三百四十五番地一	古屋弘
大曲市松倉字松倉二百七番地	嶋貫隆志
就任理事の住所及び氏名	
仙北郡神岡町神宮寺字神宮寺三百八番地	高橋新亮
字蒲五十七番地	齊藤泰幸
字大坪八十二番地	佐藤兼正
字八石七十二番地	今野広一
字宇留井谷地東入百七十五番地	黒川重一
字上高野三十四番地	板垣勝郎
北榑岡字戸八番地	菅原哲男
字北榑岡一番地	鈴木和栄
字沖田三百四十五番地一	古屋弘
大曲市松倉字松倉百五十番地一	小松一之
花館字間倉二百六十番地三	三浦肇
就任監事の住所及び氏名	
仙北郡神岡町神宮寺字福島十二番地	富樫晃宏
北榑岡字上龍蔵台八十一番地	菅原悦朗
大曲市四ツ屋字砂崎二十番地	三浦慶彦
就任監事の住所及び氏名	
仙北郡神岡町神宮寺字福島十二番地	富樫晃宏
北榑岡字上龍蔵台八十一番地	菅原悦朗
大曲市四ツ屋字砂崎二十番地	三浦慶彦

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - サーバ 十三式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - 平成十四年三月十五日(金)
 - (四) 納入場所
 - 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 三 入札書の提出場所等
 - (一) 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書の交付方法
 - 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月八日(火)から同月三十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。
 - (三) 入札書の受領期限
 - 平成十四年二月六日(水)午後一時三十分
 - 郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十五条第一項に規定するところによる。
 - (四) 開札の日時及び場所
 - 平成十四年二月六日(水)午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
 - (五) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨

(二) 日本語及び日本国通貨
入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、規則第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年二月一日(金)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
確認書類等

(三) 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
入札の無効

(四) 規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。
落札者の決定方法

(五) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要
その他
詳細は、入札説明書による。

五 概 要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Server 13 sets
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 6 February, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
全自動尿分析装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
平成十四年二月二十八日(木)
- (四) 納入場所
秋田県総合保健事業団

- (二) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

- (三)(二)(一) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法

- 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月八日(火)から同月十七日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所

- (一) 入札執行の日時及び場所

- 入札執行の日時及び場所

- 入札執行の日時及び場所

平成十四年一月二十三日(水)午前十一時三十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 確認書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄